

市報第9号

平成23年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成23年度横浜市下水道事業会計予算、平成23年度横浜市埋立事業会計予算、平成23年度横浜市水道事業会計予算及び平成23年度横浜市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を次のように報告する。

平成24年9月6日

横浜市長 林 文子

平成 23 年度横浜市下水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 下水道事業 資本的支出			円 50,669,321,150	円 34,447,049,460	円 14,589,392,118
	1 建設改良費		50,669,321,150	34,447,049,460	14,589,392,118
		下水道整備事業	49,210,120,650	33,421,893,171	14,546,128,968
		下水道改良事業	1,459,200,500	1,025,156,289	43,263,150

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	国庫補助金	繰越工事資金	損益勘定留保資金			
円 2,000,000,000	円 6,746,663,604	円 5,620,000,000	円 222,728,514	円 1,632,879,572	円 —	
2,000,000,000	6,746,663,604	5,620,000,000	222,728,514	1,632,879,572	—	
2,000,000,000	6,746,663,604	5,620,000,000	179,465,364	1,242,098,511	—	主として、地元調整に日時を要したため
—	—	—	43,263,150	390,781,061	—	地元調整に日時を要したため

平成 23 年度横浜市埋立

地方公営企業法第 26 条第 1 項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 資本的支出			円 11,085,721,850	円 7,252,930,173	円 134,982,690
	1 埋立事業費		11,085,721,850	7,252,930,173	134,982,690
		南 本 牧 埋 立 事 業	11,085,721,850	7,252,930,173	134,982,690

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
繰越工事資金			
円 134,982,690	円 3,697,808,987	円 —	
134,982,690	3,697,808,987	—	
134,982,690	3,697,808,987	—	工事の契約手続に日時を要したため

平成23年度横浜市水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 水道事業 資本的支出			円 26,498,272,000	円 19,446,613,954	円 5,418,038,800
	1 建設改良費		26,498,272,000	19,446,613,954	5,418,038,800
		配水管 整備事業	18,388,606,000	14,977,443,498	2,890,229,000
		基幹施設 整備事業	7,706,930,000	4,250,095,367	2,476,149,800
		その他 建設改良工事	402,736,000	219,075,089	51,660,000

## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	分担金及び負担金	損益勘定留保資金			
円 1,740,000,000	円 41,485,000	円 102,215,705	円 3,534,338,095	円 1,633,619,246	円 -	
1,740,000,000	41,485,000	102,215,705	3,534,338,095	1,633,619,246	-	
326,000,000	23,032,000	-	2,541,197,000	520,933,502	-	主として、地元及び関係機関との調整に日時を要したため
1,414,000,000	18,453,000	94,794,921	948,901,879	980,684,833	-	主として、地元及び関係機関との調整に日時を要したため
-	-	7,420,784	44,239,216	132,000,911	-	主として、機器の調達に日時を要したため

平成23年度横浜市工業用水道

地方公営企業法第26条第1項の

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 工業用水道事業 資本的支出			円 844,825,000	円 529,307,129	円 16,000,000
	1 建設改良費		844,825,000	529,307,129	16,000,000
		工業用水道 施設整備事業	844,825,000	529,307,129	16,000,000



## 事業会計予算繰越計算書

## 規定による建設改良費の繰越額

左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
円 16,000,000	円 299,517,871	円 —	
16,000,000	299,517,871	—	
16,000,000	299,517,871	—	主として、機器製作の部品調達に日時を要したため

参 考

地方公営企業法（抜粋）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。